

基安発1127第2号  
令和2年11月27日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

平成18(2006)年9月1日から、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、厚生労働省においては、平成23年1月27日付け基安発0127第1号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」等により石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底を図ってきたところです。

しかしながら今般、成形品を加工したバスマット及びコースターに、石綿がその重量の0.1%を超えて含有している事案が把握されました。当該製品は、平成13(2001)年に購入した成形品を原料として、平成28(2016)年に開発した製品であったことが判明しており、ふるさと納税の返礼品にも使用されていたことが判明しています。

本事案の他にも、平成18(2006)年8月以前に購入し、在庫として保有していた石綿含有の工業製品を、平成18(2006)年9月以降に販売した事案が、複数確認されています。

については、同種事案の再発を防止するため、別添1のとおり、別添2の事業者団体あて、石綿含有製品の取扱がないことの点検について周知・依頼するよう要請を行ったので、貴都道府県におかれても御留意頂くとともに、関係市町村に対する周知及び貴都道府県内事業者等に対する指導に御協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。